

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
に対する意見公募手続の結果について

令和6年12月10日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」
について意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせいたし
ます。なお、行政手続法第43条第2項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

また、意見公募を実施した際の政令案に、体裁面の技術的修正を施しました。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子
メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数

2件

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>届出書にある「電話番号及び電子メールアドレス」は、法律で公表される事項とされていなかったと思いますが、その理解で良いでしょうか？</p> <p>また、個人情報にあたる恐れがあるので利用目的を明確にする必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>従来は、連絡窓口の情報で、行政とのやりとりを想定していたと思います。</p> <p>もし一般公開されるようなことがあれば、いたずら対策などを講じる必要があり小規模事業者にとっては商売に関係ない手間ばかり増えてしまいます。</p> <p>以前のように、連絡窓口の対行政向け情報であることを明確化していただきたいと思います。</p> <p>一時期、主催者が公表した連絡先に外国語でトンチンカンな問い合わせを行い、きちんと対応する窓口の担当者名を聞き出し、別の電話から転職の誘いをかけるような転職エージェントが跋扈して困った体験もありましたので、同じようなことが起きないか心配です。</p>	<p>令和6年の通常国会で成立した消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号。以下「改正法」という。）では、消費生活用製品安全法第10条等において届出事項に係る情報の公表を新たに創設しました。公表する届出事項については、同法第6条第1号から第3号までの事項に係るものとしております。御理解のとおり、「電話番号及び電子メールアドレス」は公表される事項ではございません。</p>
2	<p>昨今、AmazonなどのECモールで外国から日本国内に直接商品を発送したり、中国初の格安サイトである「SHEIN」「Temu」「AliExpress」といったサイトから日本国内に直接商品を発送したりするケースが増え、商品から安全基準値を超える有害物質が検出されたり、商品が突然発火したり、商標権を侵害する商品が届いたりするケースが報告されている。</p>	<p>改正法では、御指摘のような海外に拠点を置く取引デジタルプラットフォームを通じた取引を含め、国内の消費者が海外の事業者から直接製品を購入した際に、製品の安全性に責任をもつ者として、海外の事業者を明確化しました。</p> <p>また、改正法では、取引デジタルプラットフォームを運営するオンラインモール事業者に対して、出品削除要請、製品回収への協力、消費者に対する情報提供への協力等の責務規定を設けま</p>

海外事業者（特定輸入事業者）に対し、国内管理人の設置を求め、違反行為が確認された場合は、違反者の氏名を公表するとあるが、全く実効性がないと思う。

中国などでは、虚偽の情報を表示して取引をしたり、名義貸し・名義借りをすることなどが商習慣として当たり前に行われている。何かトラブルが生じた際に登録されている国内管理人に連絡を取ろうとしても、虚偽の情報であれば、まず間違いなく連絡が取れないし、仮に連絡が取れたとしても「名義を貸しただけで何も知らない」と言ってい逃げられるのが目に見えている。プラットフォームから販売を停止されたり、目を付けられれば、すぐに別名義で販売を続けるので違反者の氏名を公表するだけでは全く効果はない。

海外事業者に日本国内の法人設立を義務付け、すぐに連絡が取れる電話番号などの連絡手段を確保させるとともに（国内管理人の登録に当たっては、登記簿を確認し、本人限定郵便で存在を確認し、電話を掛けて連絡が取れることまでを確認すべき）、消費者が被害を被った場合は全額弁済させることまでしないと消費者が被害を受けて泣き寝入りするケースは減らない。

また、海外事業者だけでなく、日本国内の個人がそういった海外の格安サイトから個人を装って商品を購入し、国内のプラットフォームで販売するケースもあり、そういったケースでは、匿名取引をしたり、特定商取引法に基づく表記欄に虚偽の情報を表示したりすることで追跡が困難になっている。

した。

法改正だけではなく、今後の執行も含めて、製品事故を未然に防止し安全な製品が流通する環境の整備を進めていきます。